

地方独立行政法人大阪市博物館機構における
自然科学的研究データの保存と開示に関する規準

(趣旨)

第1条 本規準は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）において研究に携わる職員又は外来研究員等（以下「研究者」という。）が得た研究データ（研究の過程で採録された数値、テキスト、画像・動画データ、実験試料、及び標本等をいう。以下同じ。）（以下「研究データ」という。）について、その保存と開示の運用について必要な規準事項を定める。

(目的と適用範囲)

第2条 本規準に定める研究データの保存と開示は、研究者に対して仮に研究不正の疑義が生じた場合に、研究が公正な手続きによって行われたことを、当該研究者が証明、又はその調査にあたる者が検証するためのものである。従って、公表された論文等に使用されなかった研究データ、又は使う予定のない研究データについて、包括的に本規準が適用されるものではない。

2 本規準は、研究データの保存対象又は保存期間について、この規準を超えるように研究者が独自に設定することや、研究データを自ら公開することを妨げるものではない。研究者が研究データを館蔵の登録標本とすることや、オープンデータとすること等の手続きは、前項の目的によらず推奨されるものであり、また積極的に検討されるべきものである。

3 館蔵の登録標本は、博物館・科学館が元来その恒久的な保管に努めるべきものである。従って、登録標本の保存やその管理の運用については、本規準とは別の手続き又は関連規程等によるものとする。

(保存)

第3条 研究者は、論文の出版等によって公表された研究の基になった研究データ（以下「保存対象データ」という。）を一定期間保存する。この保存期間は、当該論文の公表時から原則として10年間とする。

2 保存対象データのうち、実験試料や標本等については、第2条第1項の目的を満たす範囲において、その要素を抽出した数値やテキスト、画像・動画データを保存対象として置き換えることができる。

3 電子化された保存対象データについては、必要に応じてバックアップの作成や記録媒体の更新を行うことにより、読み出し可能な状態で保存するものとする。

4 以下の場合には、本規準に定める保存期間に満たない時点であっても、最高管理責任者又は統括管理責任者の承認により、合理的な範囲で保存対象データの廃棄又は保存管理の中止ができるものとする。

ア 保存に必要なスペースの確保に著しい制約が生じる場合

イ 保存に膨大なコストを要する場合

ウ その他、長期的又は安定的保存が困難となるやむを得ない事情が生じた場合

(開示)

第4条 保存対象データは、研究不正の調査に関する関連規程等に基づき、最高管理責任者又は統括管理責任者が必要と認める場合、必要な範囲について適切な方法で開示されなければならない。

2 前項の開示対象に、個人情報等その取り扱いに法令上の規制があるもの、倫理上の配慮を要するもの、又は関連規程等により公表が制限されるものが含まれる場合は、それらに適用される法令、ガイドライン、又は規程等に従うものとする。

(その他)

第5条 本規準に定めるもののほか、研究データの保存と開示について必要な事項は、最高管理責任者がその都度定めることができる。

2 異動又は退職等により、研究者が機構の所属でなくなった場合も、当該研究者は本規準の遵守が求められる。ただし、異動後に所属する研究機関等に関連規程がある場合は、この限りでない。

附則

この規準は、平成31年4月1日から施行する。